

地方税電子申告

地方税電子申告システム eLTAX (エルタックス)

平成 21 年 4 月 1 日からインターネットによる電子申告システム (eLTAX) が利用できます。

これにより、紙により提出していた地方税の手続きを郵送や窓口に出向くことなく、オフィスや自宅のパソコンから作成・提出をすることができます。

eLTAX とは？

地方税の手続きについて、インターネットを利用して電子的に行うシステムのことで、地方公共団体で組織する「地方税共同機構」が運営しています。

利用できる税目は？

【電子申告対象税目】

- ・法人町民税
- ・個人住民税 (給与支払報告書提出などの特別徴収関連手続き)
- ・固定資産税 (償却資産)

【共通納税】

- ・法人町民税
- ・個人住民税 (特別徴収分)

【電子申請・届出】

- ・(法人町民税) 法人町民税に係る異動届出
- ・(個人住民税) 特別徴収に係る届出

利用するメリットは？

郵送や窓口に出向くことなく、インターネットで自宅や事務所内から地方税の申告ができます。

複数の地方公共団体への申告が、まとめて 1 回のデータ送信で行えます。

eLTAX 用ソフト「PCdesk」で申告書の作成が簡単にできます。

eLTAX に対応した市販の税務・会計ソフトで作成したデータでもそのまま申告できます。

利用するためには？

eLTAX を利用できるパソコンの準備や、電子証明書を取得し、利用届出の手続きが必要です。

○利用するための手続き

- ① 電子証明書を組み込んだ IC カードを取得する（マイナンバーカードなど）。

※マイナンバーカードは、町の住民生活課住民係で取得できます。

- ②利用届出を行います。

※eLTAX ホームページで必要事項を入力してください。

※すでに eLTAX を利用して申告等をしている場合、「PCdesk」から「利用届出（変更）」により湯浅町を追加してください。

- ③利用者 ID や仮暗証番号等が通知されます。

- ④「PCdesk」を入手します。

※eLTAX のホームページからインストールしてください。

○申告手続き

- ① 申告データを入力（作成）します。

※「PCdesk」か eLTAX 対応の税務会計ソフトで申告書を作成し、電子署名を付与します。

- ② 申告データを送信します。

- ③ 受付結果を確認します。

詳しくは、eLTAX ホームページにてご確認ください。

e L T A X（エルタックス）に関するお問い合わせ先

e L T A X の利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、[e L T A X ホームページ \(https://www.eltax.lta.go.jp/\)](https://www.eltax.lta.go.jp/) をご覧ください。

なお、e L T A X ご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、[e L T A X ホームページの「よくあるご質問」\(https://eltax.custhelp.com/\)](https://eltax.custhelp.com/) をご覧ください。

お問い合わせ先

住民生活課 税務係

TEL : 0737-64-1106

FAX : 0737-63-2530